

国自旅第319号の2
令和2年11月27日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したの
で、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。